

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>5月上旬に1度目の写真撮影を予定しており、見積合せを実施した後に契約を締結すると、整理等作業の遅れが生じるなど、他の業務が期限内に完了することに支障をきたすため。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>○契約の相手方 奈良県橿原市東竹田町499 アートフォト右文</p> <p>○選定理由 上記の者へ確認したところ、5月上旬までに作業を開始できるとのことであった。 また、過去3年のうち2年、県と契約し、適正に業務を遂行した実績があるため、契約の相手方として適当であると思料される。</p> <p>【履行実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度出土品写真撮影業務委託 1カット 5,500円 ・令和5年度出土品写真撮影業務委託 1カット 5,225円

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。